

## Podcast Series: Tokyo Antitrust & Competition Group

Antitrust & Competition Situation Room

東南アジア インタビューサマリー

1. ASEAN 10 か国は国ごとに経済的な背景が異なり、競争法の規制も相違点がある。現在、効率的な競争政策を目指す ASEAN 競争アクションプラン(2016-2025)が進められている。カンボジアは、ASEAN で唯一競争法を持たない国だが、2020 年末の制定を目指し法案作成中である。インドネシア、タイでは 1990 年代、シンガポール、ベトナムでは 2000 年代、ブルネイ、ラオス、マレーシア、ミャンマー及びフィリピンでは 2010 年代に、それぞれ競争法が導入された。クロスボーダー案件で情報交換を促進する必要から、ASEAN 競争執行ネットワーク(ACEN)が組成された。加えて、各国競争当局は、ASEAN 域外の競争当局と 2 国間協定を締結している。例としては、2017 年にシンガポール当局が日本の公正取引委員会と協定を締結している。

2. 各国当局は活発な執行をしている。シンガポールでは有名なシンガポール動物園の建設談合、マレーシアでは倉庫会社の価格カルテルの摘発があった。ブルネイ、フィリピンでは 2019 年以降カルテルの摘発が始まった。ラオスでは、通信分野での執行の強化が報じられた。タイでは、新型コロナウイルスの感染拡大の中、食品配送サービスについて協調して過大な料金を設定することがないよう業者を注意深く監視するとの発表があった。ASEAN では、競争法違反に注意し、コンプライアンスプログラムの実施、ビジネス慣行の見直しを進めるべきだ。

3. 法改正に関しては、インドネシアで、競争法の改正案を含む一括法案が下院に提出された。改正案には、制裁金の上限を現在の 250 億ルピーから 1000 億ルピーに引き上げることや、競争当局の決定に対する上訴について裁判所が決定を行うべき期間を現在の 30 日から 2 週間に短縮することが含まれている。ベトナムでは、3 月 24 日に成立した政府令 35 号が 5 月 15 日から発効する。これにより、違法な協定に設けられていた市場シェア 30%のセーフハーバーが取り除かれた。価格カルテル、談合、市場参入排除などは、ハードコア協定として当然違法とされ、新設される国家競争委員会に、より大きな裁量を与えるものである。フィリピン司法省は、2 月 25 日に競争法の刑事条項の運用に関する規則案を公表した。一方、フィリピン競争委員会は、議会に、裁判所の令状なしで立入調査をする権限や制裁金の強化を含む競争法の改正案を提案することを検討している。

4. フィリピン当局は、最初の支配権濫用の決定をマンション開発業者に対して行った。一方、新型コロナウイルスによるコミュニティ閉鎖のため、新規の企業結合届出の受理は停止されている。

インドネシア当局は、オンラインメディアの利用を開始し、ウイルス蔓延による企業結合届出等の手続への影響を取り除いた。タイ当局は、大きな取引を中心に企業結合を注意深く監視し続けていくという声明を発表した。ベトナムの新たな政府令では、企業結合における「コントロールし又は影響を与える」の定義について詳細な指針を定めるとともに、実質的な反競争効果の評価及び市場支配力の計測を「実質的な市場支配力」に基づいて行うことを定めている。シンガポール当局では、在宅勤務を実施しているが、企業結合審査のスケジュールへの影響は報じられていない。多国間の M&A 取引を行う企業は、新型コロナウイルスによる ASEAN の各国の企業結合審査の状況に注意を払う必要がある。